

令和5年度北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部
会議次第

と き 令和5年6月23日（金）10:00～
ところ 知事会議室

- 1 開 会
- 2 報 告
令和4年度 北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について
- 3 協 議
令和5年度 北海道障がい者条例の取組方針（案）について
- 4 意見交換
テーマ：「障がいのある方への意思決定支援について」
- 5 閉 会

Ⅲ 「北海道障がい者条例」の主な施策

1 権利擁護の推進

項目	主な取組内容																				
(1) 虐待や差別等の解消	<p>① 14圏域に設置した地域づくり委員会において、申立等のあった事案について協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり委員会への協議申立等の受付件数 3件 ○ 協議申立等事案の例 入院中に住居がなくなり、公営住宅に応募したが落選。 人権擁護委員会等に相談を行い、落選理由が通知されたが、障害福祉サービスが提供できないことなどを理由に落選したと認識するような文書であり、『障がいの程度で公営住宅の入居ができなければ、公営住宅に障がいのある方が誰も入居できないと感じた。』 <p>② 北海道障がい者権利擁護センターの相談・報告等対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ センターへの相談・報告件数 1,077件 (うち虐待相談 53件) ○ 虐待相談の虐待者：養護者 0件 (疑い) 施設従事者 43件 使用者 9件 施設従事者・使用者 1件 計 53件 ○ 虐待相談の種別・類型： 身体的虐待 27件 (重複あり) 性的虐待 6件 心理的虐待 26件 放棄・放任 9件 経済的虐待 5件 計 73件 <p>※参考 道内における障害者虐待防止法に基づく通報等状況 (令和3年度・厚生労働省調査)</p> <table border="1" data-bbox="434 1684 1524 1948"> <thead> <tr> <th></th> <th>養護者虐待</th> <th>施設従事者等虐待</th> <th>使用者虐待 (北海道労働局の対応)</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通報等</td> <td>422件</td> <td>136件</td> <td>18件</td> <td>576件</td> </tr> <tr> <td>虐待認定件数</td> <td>46件</td> <td>22件</td> <td>29件</td> <td>97件</td> </tr> <tr> <td>被虐待者数</td> <td>46人</td> <td>42人</td> <td>43人</td> <td>131人</td> </tr> </tbody> </table>		養護者虐待	施設従事者等虐待	使用者虐待 (北海道労働局の対応)	計	通報等	422件	136件	18件	576件	虐待認定件数	46件	22件	29件	97件	被虐待者数	46人	42人	43人	131人
	養護者虐待	施設従事者等虐待	使用者虐待 (北海道労働局の対応)	計																	
通報等	422件	136件	18件	576件																	
虐待認定件数	46件	22件	29件	97件																	
被虐待者数	46人	42人	43人	131人																	

令和5年度北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議 議事録

日 時 令和5年6月23日(金)

10:00 ~ 11:05

場 所 知事会議室

1 開会

(保健福祉部長)

定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議」を開会いたします。

本日進行を務めさせていただきます。保健福祉部長の道場でございます。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、本部長であります。知事からご挨拶を申し上げます。

2 知事挨拶

(知事)

本日は、大変皆様お忙しい中、お時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、北海道知的障がい福祉協会の大垣会長にはご出席を本日いただきまして、本当にありがとうございます。

北海道では、北海道障がい者条例の下、障がいのある方々やご家族の皆様が安心して地域で暮らしていくことができるよう、各般の施策に取り組んできたところでございます。本日は、障がいのある方への意思決定支援について、テーマといたしまして、意見交換のお時間を設けているところでございます。

後程ご報告をさせていただきますが、道では、先日、6月21日に、共同生活援助事業者における、入居者の結婚等に係る実態調査の結果を取りまとめたところでございます。

今後、この結果を基に、入居者の思い、考え、事業者側が感じている支援上の課題を把握分析いたしまして、対応策を検討することにしております。

まずは、今年度中に障がいのある方への意思決定支援に関して、事業者に対して、改めて研修を行うなど、周知をしていきたいと考えております。

本部員の皆様はもとより、本日は、大垣会長には障がい者団体の代表としてのお立場から、障がいのある方への意思決定支援について、これまでの取り組みや、今後の取り組み方向など、ご意見を賜りたいと考えております。

道といたしましては、障がいのある皆様や、支援者の皆様、双方のお考えをよく拝聴した上で、意思決定を丁寧にお支えをしながら、必要な対応を検討して、利用者本位の良質なサービスが提供できるように、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

皆様のご理解とご協力を引き続き賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、限られた時間ではありますが、皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。本日はよろしくお願い申し上げます。

(保健福祉部長)

議事に入ります前に、本日、障がい者団体を代表し、ご出席をいただいております方をご

紹介させていただきます。一般社団法人北海道知的障がい福祉協会、会長の大垣勲男様でございます。よろしくお願いいたします。

大垣様には後程、意見交換の際に、ご発言をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日出席を予定しておりました。大久保本部員におかれましては、急遽欠席とのご連絡をいただいております。

それでは早速議事の方に入っていきたいと思っております。次第の「2 令和4年度の施策の推進状況」「3 令和5年度の取り組み方針案」につきまして、事務局から一括して説明をお願いいたします。

3 議事

(1) 令和4年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について

資料1に基づき説明

(障がい者保健福祉課長)

それではご説明させていただきます。

資料1の方をご覧ください。まず、令和4年度の北海道障がい者条例に関する施策の推進状況についてご説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、1頁でございます。条例の取り組みの概要図で示したのになってございます。本条例の推進にあたりましては、ローマ数字のⅠにあります「推進本部の設置」。右側に記載してございます、ローマ数字Ⅱの「条例の広報」といたしまして、条例の理念などを広く道民の皆様に普及するための周知。そして、ローマ数字のⅢにござります、「条例の主な施策」といたしまして、「権利擁護の推進」、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」、「障がい者の就労支援」の三つの柱からなる各施策の推進により、目指す基本理念の実現を図っていくこととしてございます。

2頁以降につきましては、令和4年度に実施しました取組でございますがご説明をさせていただきます。2頁の上段でございますが、障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部についてですが、知事を本部長とします本会議を昨年5月30日に開催し、テーマを「障害者差別解消法の一部改正法施行後に向けて」といたしまして意見交換をいたしました。

次に下段の取組の二つ目、「条例の広報」についてでございますが、(1)の条例の理念などの周知では、職員による出前講座、パネル展の開催や、道内3ヶ所において、道民フォーラムを開催し、条例の理念や障がいのある方の権利擁護などにつきまして普及啓発を行いました。

続きまして3頁をご覧ください。主な施策の柱の一つ目「権利擁護の推進」についてでございますが、(1)の「虐待や差別等の解消」に向けまして、①の全道14圏域に設置しております地域づくり委員会に対しまして、障がいのある方々からの申出のございました、暮らしづらさに関する事案等について、令和4年度は全道で3件受理をいたしまして協議を実施いたしました。また②の「北海道障がい者権利擁護センター」におけます相談報告件数は107件となっておりまして、このうちの53件を虐待相談として、市町村や労働局等の関係機関へ通報するなどの対応を行いました。詳細な受付状況につきましては、6頁から11頁に記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、4頁上段をご覧ください。(2)の障がいや障がいのある方に対する道民理

解を促進するため、パンフレットの配布やパネル展の開催等を行いましたほか、昨年度は、小中学校からの希望に応じ、手話講座を開催いたしますとともに、お子様向けのわかりやすいパンフレットを配布したところでございます。

次に下段の施策の柱の二つ目、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」についてでございますが、(1)の地域づくり委員会については、先ほど、3頁でご説明いたしました障がいのある方々からの申立事案に加えまして、委員会が自ら把握した地域の様々な課題に関して協議しており、各地域づくり委員会が協議した課題については、資料の7頁に記載してございますので、後ほどご確認ください。

続いてめくっていただいて、5頁目の方をご覧ください。施策の柱の三つ目、「障がい者の就労支援」についてでございますが、(1)のとおり、本条例33条の規定により設置しております「障害者就労支援推進委員会」からいただいたご意見を踏まえながら、関係機関と連携した各種の就労支援の取り組みを進めてまいりました。就労支援の主な内容でございますが、(2)の企業等と連携した取組といたしまして、障がいのある方を数多く雇用されている実績等を有する企業を「障がい者就労支援企業」といたしまして、本年3月末現在で210社認証し、授産製品を営業用の粗品として採用するなど、障がいのある方の就労の応援に積極的な企業や市町村などを登録する制度も行っております。(5)の授産製品の販路拡大につきましては、企業との包括連携協定に基づきまして、大型商業施設の協力も得て、札幌や苫小牧の店舗で定期的に授産製品を販売し、また、コンビニエンスストアチェーン店でのポイント交換カタログで、授産製品を取り扱うなど、授産製品の販路拡大を行いますとともに、障がいのある方が農業分野で活躍することを通じ、社会参画を進める一環で行っております。授産製品を販売する農福連携マルシェでは、会場を設置して販売することに加えまして、ネット販売も実施したところでございます。

このほか、12頁から16頁に本条例2章に掲げる基本的な施策の概要をとりまとめておりますので、後ほどご覧ください。

令和4年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況については、以上でございます。

(2) 令和4年度北海道障がい者条例の取組方針(案)について

資料2に基づき説明

(障がい者保健福祉課長)

続きまして、資料の2でございます。

令和5年度の障がい者条例の取組方針案についてご説明申し上げます。めくっていただきまして1頁に今年度の取組方針としまして、「基本方針」と「重点方針」を整理しています。

まず、「基本方針」については、「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、(1)の障がいのある方々の参画を基本とした対話の重視、(2)の地域間格差の是正、(3)の幅広い関係者と連携・協働した施策の推進、(4)の道民理解の促進、この4点に配慮しながら取組を進めることとしてございます。

次に、「重点方針」としまして、今年度も差別解消法に関し、ホームページやSNSなどの活用や、全道各地で開催するフォーラムなどにより、広く道民の皆さんに条例の周知を図ってまいります。

2点目「権利擁護の推進」についてでございますが、「意思疎通支援条例」や「障がいの

ある方への配慮と情報保障のための指針」に基づき、合理的配慮が提供されるなどの取り組みを進めてまいります。

また、差別解消法が改正されまして、令和6年4月より民間企業等においても、合理的配慮が義務化されますことから、民間企業等にはより一層、周知を進めてまいります。

3点目、「障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進」につきましては、引き続き、障がいのある方々の声を、地域づくり委員会で取り上げ協議していくほか、強度行動障がいのある方々の支援ニーズを把握してまいります。

最後に4の「障がい者の就労支援」についてでございますが、引き続き一般就労の推進に向けた様々な機関とのネットワークづくりを進めますとともに、障害者優先調達法に基づく授産事業所への発注の拡大や、就労支援センターによる販売機会の拡大に向けた取組などを推進してまいります。

なお、2頁以降につきましては、今年度の施策関連の概要についてまとめておりますので、後ほどご確認を願います。以上で説明を終わります。

(保健福祉部長)

ただ今の資料1及び2に関し、補足する事項、また、ご質問やご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項及び協議事項につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、4の意見交換の方に移らせていただきます。

障がいのある方の望む暮らしを叶えるためには、意思決定を丁寧に支えていく必要がございます。ここで、まず、道におけます共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査の結果を、事務局からご説明をさせていただきます。

4 意見交換

テーマ「障がいのある方への意思決定支援について」

資料3に基づき説明

(障がい者保健福祉課長)

資料3をご覧ください。

本年1月から4月まで、道が実施いたしました共同生活援助事業所、いわゆるグループホームにおけます、入居者の結婚等に係る実態調査の結果について、ご報告申し上げます。

1の調査の概要についてですが、調査目的は、(1)のとおり、入居者の思いや考え、事業者側が感じている支援上の課題を把握・分析し、対応策を検討することを目的に実施したものでございます。

調査対象は(2)のとおり、道が所管する全てのグループホームの利用者、ご本人及び管理者を対象としており、政令市と中核市は対象としてございません。

調査方法は(3)のとおり、ご本人は郵送、管理者はインターネットで調査を行いました。

調査期間につきましては(4)のとおりとなっております。

対象者及び回答数は(5)に記載のとおり、回答率は本人・管理者を合わせて約6割の59%となっております。

2頁以降についてご説明をいたします。

まず、(1)のご本人の性別・年齢につきましては、性別「男性」が63%。「女性」が36

%でございました。

続いて、(2)の交際に関する相談状況についてですが、「これまでに交際したいと思ったことがある方」は39%、「思ったことがない方」は47%でございました。

交際したいと思ったときの相談先といたしまして、「家族・知人」が25%、「グループホーム職員」が14%となっている一方、「相談していない方」が48%となっております。

交際について相談した相手からの賛否につきましては、「賛成された方」が6割、「反対された方」が21%でございました。

交際に反対されたときのご本人の気持ちでは、「仕方がない」が46%、「悲しかった」が23%などとなっております。

次に3頁の(3)結婚や同居に関する相談状況についてでございますが、「これまでに結婚や同居したいと思ったことがある方」は31%、「思ったことがない方」は5割強の53%でございました。

結婚や同居をしたいと思ったときの相談先といたしましては、「知人・家族」が25%「グループホーム職員」が11%となっております一方、「相談していない方」が50%となっております。

結婚や同居について相談をした相手からの賛否につきましては、「賛成された方」が53%、「反対された方」が26%でございました。

結婚や同居について相談した際にあった話といたしましては、「グループホームを出ること」が26%、「出産や子育てに関すること」が21%であり、基本的にはグループホームを出て地域で暮らすとを想定したやりとりが行われている一方、「何も言われなかった」が18%などとなっております。

結婚や同居について反対された方のお気持ちでは、交際と同様、「仕方がない」がもっとも多く44%、次いで「悲しかった」が28%となっております。

めくっていただきまして4頁でございます。(4)出産や子育てに関する相談状況についてですが、「これまでに子どもが欲しいと思ったことがある方」は24%、「ない方」が59%でございました。

子どもが欲しいと思ったときの相談先といたしましては、「家族・知人」が24%、「グループホーム職員」が6%、「相談していない方」が60%となっております。

子どもが欲しいことについて相談した相手からの賛否につきましては、「賛成された方」が約5割の48%、「反対された方」が28%でございました。

相談をした相手からのあった話では、「出産、子育てに関すること」が32%、「グループホームを出ること」が24%、「何も言われなかった」が18%などとなっております。

子どもが欲しいことについて反対された時の気持ちにつきましては、交際、結婚と同様、「仕方がない」が最も多く43%、「悲しかった」が27%でございました。

次に5頁、その他のご本人の思いや考えについての自由記載では、753名の方々にご意見記載いただきましたが、概要版では、各年代や性別数名ずつの抜粋して掲載してございます。

具体的には、「子どもができた際、子育てと仕事の両立ができるのか」、「離婚せずに無事に子育てを終えて老後まで暮らせるのか」といった不安の声などがございました。

6頁からが管理者宛の調査の結果となります。(1)の現在の入居者の障がい種別では、「知的障がい」が89%、「精神障がい」が71%、「身体障がい」が36%でございました。

続きまして、(2)夫婦または交際中の二人の入居等の状況についてでございますが、「夫

婦または交際中の方が二人で入居可能な居室がある事業所」は7%、「二人で入居可能な居室がない事業所」は93%でございまして、大多数が単身者を想定した部屋になっております。

「現に夫婦または交際中の二人が同一の住居に入居している状況がある事業所」は6%、そのうち、「同室で入居している」のが3%で、「別室」が同じく3%となっております。

「過去に、夫婦または交際中の二人が同一の住居に入居していた状況がある事業所」につきましては12%。うち、「同室で入居している」のが6%、「別室」が6%でございました。

7頁でございしますが、(3)交際や結婚の希望への対応につきましては、「入居者同士が交際や結婚した場合に同一の住居に住むことを認めている事業所」が32%、「条件つきで認めている事業所」が9%、「認めていない」のが59%でございました。

条件付きで認めてる場合の内容につきましては、主に他の利用者を含めた共同生活の中でのルールやマナーを守ることを条件としているところが多くなってございます。

また、認めていない理由につきましては、「男女別棟になっているなど設備上の問題」や、「他の利用者への配慮」などとなっております。相談があった場合の対応といたしましては、相談支援事業所と連携しながら、夫婦で暮らせる別の場所を探す方向での支援や、既存の設備の範囲内で、男女別棟のまま別れて暮らしていただくなどとなっております。

引き続きまして、8頁でございしますが、夫婦又は交際中の二人が利用する場合、ルールを設けている事業所は14%ございまして、設けている場合のルールとしましては、共同生活におけるマナーに関するものが中心となっております。

続いて、交際や結婚、出産や育児に関する相談や申し出を受けたことがある事業所は25%ございました。

内容といたしましては、それに対する対応については、9頁にかけて記載してございますが、交際や結婚であれば、グループホーム単独での今後に向けた助言や、支援が中心となっている中、出産や育児に関しましては、相談支援事業所や関係機関との連携による支援が多くなってございます。

続いて、入居者同士の交際や結婚、出産、育児についての希望を確認をしている事業所は11%でございました。希望を確認している事業所における対応につきましては、本人の希望の実現に向けた説明や助言が中心となっておりますが、結婚によってグループホームは利用できないというご説明もございました。

入居者同士の交際や結婚、出産、育児を理由とした退去につきましては、退去者がいる事業所は5%でございました。

退去にあたりまして事業所が行った支援につきましては、結婚に向けた支援や、新たな住居の確保の支援、関係機関との情報共有などがございました。

調査結果の概要については、以上でございしますが、本編には自由記載をいただいたご意見などについても詳しく掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

道といたしましては、この度の調査結果を受けまして、利用者本位の障害福祉サービスが提供できるよう、必要制度改正について国に要望いたしますとともに、障がいのある皆様や支援者の皆様の双方のお考えを拝聴した上で、意思決定を丁寧に支えながら、必要な対応を検討し、利用者本位の良質なサービスが提供されるよう、取組を進めることとしておりますので、今後とも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。以上でございます。

【意見交換】

(保健福祉部長)

それでは、「障がいのある方への意思決定支援について」をテーマに、現状や課題などにつきまして、ご意見を伺えればと考えております。

まずは、日頃より障がい者支援を行っている団体のお立場より、一般社団法人北海道知的障がい福祉協会会長の大垣勲男様よりお願いいたします。

○ 一般社団法人北海道知的障がい福祉協会 大垣会長 発言

改めて、このような場をいただきありがとうございます。先ほどご紹介いただきました、北海道知的障がい福祉協会の大垣でございます。

会長を務めておりますけれども、普段は自分で現場のゴキブリというふうに自称していきまして、本当に現場が好きで動き回っております。

先ずは、伊達市における障がいのある方のグループホームや地域生活の概況についてお話しします。グループホームの開設数でいえば、現在3法人で61ヶ所、約400名の方が利用しており、かつては、札幌市よりも多かったという、そういう実績のある町なんです。その他に、夫婦で暮らしていたり、単身でアパートで暮らしていたりということで、約800名弱の方が日々の支援を利用しながら暮らしております。

さて、今日の意見交換のテーマが「障がいのある方への意思決定支援のあり方」ということで、特に障がいのある方の交際や結婚、出産・育児に対する意思決定支援ということなんですけれども、今回のことが起きまして、問題になりましてから、私は伊達の歴史をちょっと調べてみました。私自身この仕事を始めて44年目になり、もうとっくに定年を迎えなきゃいけない歳なんですけど、伊達の障がいのある方の地域生活支援をずっとやってきた中で、50名から60名の方が、結婚しておりました。今日現在も10組以上のご夫婦が日々の支援を利用しながら暮らしております。

私は、今回のあすなろ福祉会に端を発した道の対応として、本当に機敏に全道調査をやったり、昨日道新に出ていた道の方針も含めて感激しております。

まずは、14振興局で意思決定支援の意見交換会をしていただいたこと。その計画を障がい福祉課の方からお聞きしまして、この意見交換会は盛り上げなきゃいけない、実態を共有するということが、道とだけではなくて事業者同士が共有するとともに、どうあるべきなのかということで、盛り上がって欲しいと個人的に非常に願いを持ちました。

北海道というのは、実は、全国を地域生活支援にしても引っ張ってきた。結婚についても実はそうなんです。昭和から平成の初期にかけて、私たち事業者の研修会の中で、障がいのある方の結婚の分科会とか、そういったことを、北海道がリーダーシップをとってやってたんですね。

そこで私の記憶する限りのところに電話をしまして、道が主催するこの意見交換会には是非参加してくれと。いい意味でですね、盛り上げて欲しいんだということで、実は10数ヶ所電話をしました。

結果ですね、びっくりしました。それが、過去のものになっていたんですね、全てではなかったんですけど。北海道の都市名で言いますと、札幌や函館、美唄や苫小牧、それから古平町とか、伊達だとか、そういったところで、主に知的障がいの方の、結婚に本当に積極的に取り組んでいたんですね。

何の制度もないところで、熱意と奉仕の心でやっていたわけです。ですから、伊達も 50 から 60 名の結婚を実現してきたわけです。

その人たちが、過去のものとなっていました。全部ではありませんけど。それでも、何とか 14 振興局のうち、8 振興局に協会の会員事業所から参加していただいたんですね。

そういったことを仲間で意見交換しましたら、わかったことなのかもしれませんが、流れというか、知的障がいのある方が地域社会に巣立つその流れが、一昔前とは、もう大きく変わっていたということなんですね。伊達もそうだったわけですが。

例えばグループホームというのは、平成元年 10 月に日本で制度化されました。その制度を作るときに、北海道の各実践がモデルになった訳なんですけども、そして、その頃というのは、中軽度の働ける方だとか、結婚を望む方々の多くが入所施設にいたんですね。あるいは、養護学校を経由して、通勤寮に流れたわけです。昭和 46 年 12 月 14 日事務次官通達で、日本に通勤寮という制度ができました。今の宿泊型自立訓練です。昨年の国連障害者権利委員会の勧告で中軽度とか、重度とか、言っただけなんですけども、指摘されてますけども。

当時、入所施設から社会復帰、地域移行してく上で、非常に失敗率が高かったわけですね。地域社会になんの支援システムもないということで。それで地域社会へのかけ橋、あるいは橋頭堡の役割として、通勤寮というのが、全国に 130 近く出来ました。そのうちの 1 割以上、実は北海道にあったわけなんですね。そこを経由して結婚がいっぱいあったわけなんです。

ところが、養護学校を卒業する最近の道内のデータを見ますと、7~8 割は、昔の通勤寮、今の宿泊型自立訓練を経由いたしません。ましてや入所施設も選ばれないんですね、よっぽどの養護事情がない限り。そうすると、在宅で親兄弟っていう家族とともに同居しながら、企業就労する、あるいは、今日の就労継続支援事業 B 型という、言わば昔でいう授産所のような作業所のような、そういったところに通う方が圧倒的に多いわけです。

その結果、そういう地域社会への流れが変わったということと、それから私ども昭和の末期から平成の前半にかけて、障がいのある方の結婚に一生懸命取り組んだ時代に、「経済的自立」というのが大前提としてありました。夫婦で所帯を持って、ましてや子どもを出産した時に、暮らしていけなかったら困るよねということです。

ですから、結婚の前に、就労自立という、ちょっと死語になりつつありますけど、働いて、暮らして、結婚、そういうことだったんですね。今は、伊達の状況を見ても、10 数組残っているうちの大半は、古い時代っていいですか、その時代の方々が多いわけです。

最近、相談支援事業所に頻繁に相談がある内容は、2人で交際したいんです。結婚したいんです。そういうものよりも多いのが、言わば、家族の意向もあるんでしょうけども、家族の反対を押し切ってでも、既に同居していたり、同棲していたり、あるいは妊娠していたり、あるいは DV によって破局・破綻という、そういう状態で相談っていうのが非常に多くなってきました。

ですから、昔のように、まず、就労自立していくんだ。経済的に暮らしを賄えるようにするんだ。それから結婚という、その段階が今は非常に無くなってきてます。

これは、きっと、健常者も、という言葉が正しいかどうかわかりませんが、今の若い人たちの感覚というものが、そのまま、障がい福祉領域にもあるなというふうに感じております。

私も、胆振（総合）振興局の意見交換会に出たわけなんですけども、昔のグループホームだとか、それから通勤寮、今の宿泊型自立訓練の周辺に、あまり先ほど申し上げたように、

結婚の事例は、増えていってないんです。逆に減っていったという状況なんですね。

それでは、どこが、障がいのある方の結婚生活を支えているのかということで、協会としましては、会員事業所を対象に、全道調査をやってみようと思っております。予測としては、相談支援事業所だとか、障害者就業・生活支援センターとか、そういったところだろうなというふうに思っておりますので、8月4日に協会の理事会がありますので、私の方で提案しまして、全道調査をやってみよう思っています。

調査の数字が目的ではなくて、段々そういう実務にですね、障がいのある方の結婚を叶えたり、あるいは地域生活を支えていくという実務が、事業者から少しずつ消えていっているように感じるもんですから。

障がいのある方の、障がいのある方の前に（知的）って付くかもしれませんが、障がいのある方の交際や、結婚や、出産や、育児に関する意思決定ガイドラインを、今でなければ作れないのではないかとこのように思っておりますので、北海道知的障がい協会版ということになりますけども、「知的障がい者の結婚や恋愛、出産、育児に関する意思決定ガイドライン」を作ろうというふうに思っております。

それから、昨日、道新ですね、「あすなろ」のことについて、トップ記事と、更に3ヶ所、3ページですね、記事が載ってたわけなんですけども。その中で。すみません、5分以内って言われていて、こんなに話してすみません。

「にしおこっぺ福祉会」の問題については、報道された翌日から、向こうの施設長と連絡を取り、協会を挙げて本当に応援しました。まず、道が事業所指定を取り消すのかどうか、取り消すとしたらパッと受け皿を作らなきゃいけないということで、釧路や網走方面の地方会長の方に連絡をとったりしてました。

今回の「あすなろ」の問題については、声明を控えるようにということで、協会を抑えました。事実関係がわからない中で、協会が一方的な偏った声明文を出しては困るので、抑えたわけなんですね。

昨日の道新によって私は知りましたが、道の方針としての三点のことです。事業所指導方針に意思決定支援の推進を新設するということ、それから、事業所のサービス管理責任者の研修に意思決定支援を盛り込むということ。そして、道のホームページに好事例を公表するということ。感激しました。

障害福祉サービスの中心に置かなきゃいけないのが、意思決定支援だと思うんですね。意思決定支援という言葉や単語が誤解を招くかもしれません。私は、研修会等では、本人の意思の尊重と自己決定を応援することだよと、そういうふうに研修の中ではお話をしているわけなんです。

今回、道が事業所の指導方針にそれを新設してくださる。ましてや、事業所毎にサービス管理責任者を置くことになっているわけなんですけども、サービス管理責任者の研修に盛り込むということ、本当に嬉しく思いました。

平成18年に、障害者支援費制度から現在の障害者総合支援法に変わった時に、私は道から頼まれて、サービス管理責任者の養成研修を組み立てました。特にそのグループホームについてですね。

私も講義を当時持ってましたけども、サービス管理責任者というのは、「夢叶え人」なんだよと、障がいのある方の夢・希望を叶える夢叶え人なんだと話していました。まさに今の意思決定支援なんですね。そういった経緯から、今回、道が、サービス管理責任者の研修に

入れていただいたとことを本当に嬉しく思います。

ここまでが一つのお話なんですけどさらにもう一つ。先ほど私は、協会としての声明を控えるようにと、西興部の虐待に関しては、即座に協会として声明文を出しましたけども、「あすなろ」問題については、実態がわからないということや、制度も非常に脆弱であるということから、加熱したマスコミ報道によって、偏ってはいけないと。

マスコミから、私の職場に何十回と電話がきて、会長としての意見を求められましたが、全部断りました。自宅まで来て名刺を置いていったんですよ。酷いことするなっていうふうに思いました。

マスコミをここで悪く言うわけではありませんけども。昨日の記事の中で、道が実施した、先ほどご報告いただいた調査が踏み込みが足りないのではないか、そういった記事がちよっと出ていました。あるいはそういう意見があったと。私はそうは思いません。

色んな所でお話しさせていただく時に、今は、知的障がいのある方々を、知的障がいと言っていますけど、私が入職した40年ぐらい前には、俗称として、知恵遅れという言い方をしていました。これは差別用語で、今はもう無くなっておりますけども。知恵遅れではなくて、この人たちは人生遅れなんだと気づいたのです。

当時は学校にも通わしていただけない、昭和54年から変わりましたが、学校に通ってもそのあと入所施設を多くの方が利用する。実際に地域社会に巣立っていく、今の地域移行というのが、30代、40代、人によっては50代になってから、地域移行していく。だから人生遅れなんだと。人生を取り戻すお手伝いが私達の仕事なんだよって話をするんですけども。

マスコミ報道の中で、何割が結婚を望んでいたとか、ましてや不妊処置をしたかどうかとかですね、そういったことが、全道の調査の中で踏み込みが足りないんじゃないかっていう、そんな意見や記事がありましたけども。

当事者側に立った時に、やっと40代になって、地域で就職できた。街で暮らせるようになった。そして、好きな人ができて、一緒に暮らしたいと思ったら50代だったと。私関わった結婚ケースの中で、69歳と53歳の結婚もありました。

そういう結婚や出産適齢期とは限らない結婚もあるわけです。そこに対して、子どもをもちたかったかとか、不妊処置がどうしたとか、ということを開くということは、やはり、本人側にとってみればとても聞かれるのが辛い訳ですし、調査されるのも辛い訳ですね。ですから、決して私は踏み込みが足りないというふうには思っていないです。また、協会の会員の方からも、そういう話は出ておりません。

もう10分話してますけども、最後にもう一つだけいいですか。

この、北海道障がい者条例ですが、確か千葉に続いて全国で2番目に作られたということですが、先ほど説明がありましたように、活動の柱が三つなんです。 「権利擁護の推進」と「障がい者が暮らしやすい地域づくり」、それから「就労支援」です。昨年、国連の障害者権利委員会からの勧告があったり、それから、障害者基本法、あるいは障害者総合支援法の理念とか目的の中に、どこで誰と暮らすか、ということの選択の機会の保障ということが謳われてるわけですね。共生社会を目指すということもしっかりと謳われています。

ですから、北海道障がい者条例の中に、できれば居住の事や、あるいは家族、どこでだれと暮らすかということですね、家族を持つ権利といいますか、それについて、盛り込んでいただければありがたいなというふうに思います。

国は共生社会、共生社会ということを言います。もうちょっとかみ砕くと、共生社会って、

実現するにはどうしたらいいんだってことですが、私は権利と義務というふうに思ってます。

障がいのある方の権利をしっかりと認めて、つまり希望というものを認めて、義務というのは、行政と私たち事業者が責任をもってその義務を果たしていくということですね、それをしっかりとやっていくことによって、共生社会というのは実現できるんだというふうに思っております。

5分がかなりのお話になってしまい申し訳ありません。以上です。

(保健福祉部長)

ありがとうございました。過去の経緯も含めてですね、大変貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

それではですね、本部員の皆様からもご意見を伺いたいと思います。

初めに、リモートで本日もご出席をいただいております日置真世様よろしくお願ひいたします。

○ 日置本部員 発言

よろしくお願ひします。大垣さんもそちらにいるのを知って、札幌に行けば良かったって思ったんですけど、今日はちょっと釧路の方から、リモートで参加させていただいています。

今日のテーマ、結婚出産のことで、一つ目思い出したのは2002年、もう20年以上前ですけど、私、NPOを2000年に立ち上げて、当時、まだ措置時代の最終年の半年だけ、グループホーム、措置の時代にNPOで申請して、なんか色々協力している行政の方にも協力させていただいてスタートした時のことを思い出しました。

実は結婚して子育てしている知的障がいの夫婦の方が、同じく障がいのある仲間二人と、一緒に暮らそうっていうか、支え合った方がいいんじゃないかって話があって、それを4人だしグループホームでいいねっていう話をして、グループホームの準備をしてスタートをしたんですよ。そしたら、申請に振興局に行った時に、いやこれグループホームの利用者としては認められませんって言われました。何故かっていうと、グループホームというのは、18才以上の障がいのある方が暮らすところであって、子どもっていうのは、18歳以上でもなし、障がいもなければ、グループホームで暮らすことはできませんと言われて、愕然としたんですよ。それで、私たちは当時色々調べて、屁理屈をこねて、じゃあこの4人家族は住み込みの管理人ということにしますというふうに言って。利用者ではなく、住み込みの管理人としてご本人たちの生活したいスタイルを貫いて、当時の担当の方に、昨日まで利用者だった人が何で管理になるのって文句言われたんですけど、私としては、「管理人は、障がいのある方が暮らしちゃ駄目なんですか」って言ったら、「それはないですって」言われて、屁理屈こねて切り抜けたっていうのを思い出しました。

何が言いたかったっていうと、今回のことでも思ったんですけど、やっぱり制度がありきっていう、私たちの文化が強すぎると思うんですよ。本当は、当事者の生活があってそれを支える制度や、サービスなんですけど、いつの間にかサービスが先にあって、そこに当てはめていくっていう考え方が、今、サービスがどんどん増えれば増えるほど、主流になってしまって、何か、障がいがあって結婚するってことが、今更かって私はすごく思いました。

もともと、色んな生活をしたい人がいて、それにどれだけ私たちが合わせられるかって発想でいなきゃならないのが、今回のことがあって、そういうことは制度に想定されてないん

ですよねっていうふうに、記者会見、施設の方、理事長さんも言ってたのを見てやっぱそこなんだなっていう思いがあったんで、当時、道の職員の方も当然そういう返答したのはそういう文化があるっていうか、あるからこそだっていうふうに思うので、それが、そういう何か上手くないかいないときに、じゃあどうしたらできるのかってことを一緒に考えられる文化っていうか、考え方が広がるといいなっていうのが当時一つ思い出したことで最初にお話しました。

今日の意味決定支援っていうことで、お伝えしたいのは、そもそも意思決定は、難しいということをお伝えしたいと思います。例えば、難しさも色々あるんですけど、一つ目は、重度の障がいの方たちです。重度障がい、重度重症心身障がいの言葉も持たない。動きも制約される31歳の娘がいるんですけど、その彼女の意思決定考えたときには、そもそも言葉を発することができないっていうのと同時に、経験が圧倒的に少ないので、選択するってことがやっぱり経験がないと選択が出来ないわけですよ。例えば、何か食べたいものを二つ、ゼリーとヨーグルトを彼女の前に出してどっちが食べたいって聞いたら、見ることはできます。でも、それを選択しているように一見見えるんですけど、そうじゃない、目の前にないものは彼女は選択が出来ないわけですよ。でも、私たちは、二つ見せて選択すると意思決定したって勘違いするんですけど。そもそも、経験や、あと食べたことないもの出されても、選択ができないってあるんですけど、それは十分な参加・経験を保証してるかっていう観点の一つあると思います。まだまだ不十分だと思います。

二つ目に、発達障がいの方たちの意思決定もすごい難しいと思います。認知や理解のやり方が、私たちと違うっていうことが見えにくいので、私たちのやり方をすごく押し付けられていたりするので、意思決定ができないとか、発達障がいの方の表現をすると、私たちが誤解をして、こういうふうに言ってるんだって勝手に決めつけてしまうってことは沢山あって、実はそれに気づかれていないっていうのがあるので、本当にその方の表現が私たちが理解できているかっていう問題は、特に発達障がいの方を見ていると思います。

もう一つ、私はスクールソーシャルワーカーを長年やっていて、今の若者支援をやっているんで、長年、暴力や抑圧の中で育った若者たちと、沢山関わっています。そういった若者たちは多くは精神障がいの判定というか、大人になっていろんなメンタル面の不調を訴えて、精神障がいの範疇に入る方も沢山いるんですけど、その若者たちと関わっていると、そもそも意思というもの、あと自分という感覚が、育っていない場合がすごく多くて、今まで自分の意向を聞かれたこともないし発信すると、暴力を受けるっていう学習をしているので、自分の意思を伝えるよりも、相手の意向に従う方が平和だっていう感覚で生きているので、本人が、これをしたいですとか、これはいいですよって言うことが、本人の意思、そもそも意思って何ですかっていう世界の人や沢山の人が、じゃあそういう人たちの意思決定ってなんだろっていうことをちゃんと考えていかなきゃなんないなっていうのがあります。

この三つの、今、例を言ったんですけど、トータルでお伝えしたいのは、やっぱり意思決定っていう言葉によって、表面的なものになってはいけません。今ここでこういったからっていう考え方で終わってはいけないというふうに思います。私は、意思決定のためには、要は、意思を、自分の意思というものを持つためには、当たり前の権利の保障っていうのが基盤にあって、権利の保障なく意思決定だけを守ろうというのだけは、私は、して欲しくないと思います。

権利の保障というのはすなわち、子どもの権利も4種類、4つの権利っていうふうに言わ

れますけど。「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」、この4つの権利が守られて初めて補償されるものなので、例えば、私の娘の話でいくと、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」っていうのは多分保障されたと思うんですけど、やっぱり圧倒的に「参加する権利」が、不足してるなと思います。

あと、最後に話をした暴力・抑圧に長年さらされていた方たちは、4つの権利すべてが生まれた時からほぼ守られていないという状態にあります。そうすると、今ここで言っている意思の決定よりも、その前の前提である安心して生活できるところがあるのか、理解してもらえる人がいるのか。学んでいく生活スキルや社会について学んでいく保証があるのか。当たり前参加ができていくのか、ということすべて保障してから、意思決定っていうことになるので、もうその視点を、忘れないで欲しいなと思います。

あともう一つ最後に、今回、結婚出産がテーマになっていきますけど、さっきの言った暴力・抑圧にさらされた若者たちにとって、結婚と出産って何ですかって多分聞いたら、そこに、今日、参加している皆さん方と全く違う発想を持ってると思います。結婚や出産が多くの方が何か幸せで喜ばしいものだっていうふうに思っているかもしれませんが、結婚生活、夫婦の暴力を父と母の暴力を見ていたり、あと子どもが生まれることによって自分が生まれたことすら歓迎されてない人に、結婚・出産が前提として、いいことだっていうふうに私たちが支援をするってことも、ちゃんと見直していかなくちゃならないと思いますし、家から逃れるために結婚選んでいう若者も沢山見てきたので、そういう方に対してどういう支援が必要なのか、できるのかっていうことを、そもそも考える必要があるかなと思います。

さっき、話を聞いてて、子育て支援なので子どもの支援と、障がい者の支援と融合していく必要があると思うんですけど、児童福祉施設の中に、母子生活支援施設っていう枠組みがあって、お母さんと子ども一緒に、これ、希な制度や施設だと思うんですけど、子どもと親と一緒に支援できるっていう仕組みは、今、日本の制度の中ではたぶんこれしかないと思うんですけど。母子生活支援施設っていうもの枠は前例があるので、何かそれを応用した形にするとか、私は、自立援助ホームっていうのやってるんですけど、あれは割と緩やかな制度なので、自立援助ホームの親子版みたいなものを作って、家族そのまま支援するとか、何か新しいやり方は、既存のものをアレンジするとできなくはないなと思っているので、そんなことを、北海道ならでは出来ていくと、今後いいのかなと思っています。

はい、以上、まずは基本的な権利の保障を考えた上で、意思決定っていうのをみんな考えていきたいなという意見でした。以上です。

(保健福祉部長)

日頃の支援とか活動からの貴重なご意見どうもありがとうございました。

続きまして、中島哲様お願いいたします。

○ 中島本部長 発言

中島と申しますよろしくお願ひいたします。

私は北海道弁護士会連合会の中の札幌弁護士会 高齢者障害者支援委員会という障がいに関する課題を扱う委員会に所属しています。

また、私の個人的には重度知的障がいと自閉症スペクトラム障がいがある年齢期の子どもの父親でもあります。

先ほどの大垣会長のお話であるとか、日置委員のお話だとか、私自身、大変勉強になりました。ありがとうございます。

私の発言は、ちょっと圧縮して、お話させていただければと思います。

今回のテーマは、障がいのある方の意思決定支援ということなんですけれども、行政においてもここ5年くらいで、様々な場面での意思決定支援に関するガイドライン制定されてきている伺います。

ただ、その根本にあるものについて弁護士の立場でお話をさせていただくと、まずやっぱり憲法13条で保障された「個人の尊重」であるとか「幸福追求権」、そしてそこから導かれる「自分の生き方は自分で決めるんだ」という自己決定権にあると考えています。

例えば、いろんな趣味にお金を使ったり、誰か仲の良い方と食事を食べに行ったり、人によってはお酒を飲んだりとか、そういった人生の楽しみなしに、ただ将来何があるかわからないから、「とにかく安定した生活」「変化もない生活」というばかりでは、ほとんど生きている価値がないのではないかと感じる方は、大勢いらっしゃるのではないのでしょうか。それは、障がいをお持ちの方も同じことです。当たり前のことですが、保護というばかりでは見過ごされてしまうようなことでもあります。障がい者にとってはそこで基本は意思決定支援ということになります。知的の障がいをお持ちの方を念頭に置きますけれども、主に、その意思決定について、四つの力というふうに言われています。

一つが意思決定するための「情報を理解する力」、二つ目が理解した情報を「記憶しておく力」、三つ目がその情報に基づき「判断する力」、四つ目がその判断を「他者に使える力」この四つの力、どれか、あるいは全てが不十分な場合があって、それを支援することが必要になる。これが意思決定支援であると考えています。

ただ、知的障がいのある方というのは、周りの意見に左右されやすい方が多くて、誘導もされやすい。そういった側面をお持ちですので、本人に関わる支援者の方が出来れば単独ではなくてチームとなって丁寧に、本人の意思をご確認していただきたいと思っています。出来れば、支援者によるチームのケース会議が頻繁にできれば、ベストであると考えています。

結婚出産に関する意思決定の話が出ました。私自身も障がいを持つ子どもの親として、将来うちの息子が結婚して、したいと言ってきた場合に、結婚生活を営めるのだろうかとか、生まれてくる子どもを育てていけるのだろうかとか、もっといってしまうと、生まれてくる子どもは、果たして幸せになれるのだろうかとか、色々考えます。綺麗ごとだけでは解決しない問題だと思っています。それ否定するつもりは全くありません。

支援が充実すればいいじゃないかって簡単におっしゃる方もいらっしゃいますけれども、財政の問題とか、人員確保の観点から、中々それができない現実があります。それも否定しません。

ただ、翻って考えていただきたいんですけれども、障がいがあるなしにかかわらず、私たち自身であるとか、その親世代も含めて、結婚することであるとか、子どものことであるとか、生まれてきた子どもを育てていくことについて、何の困難もなく、行うことができた方というのは、果たしてどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。皆さんそれぞれの大変さを乗り越えて、親に育ててもらったりとか、また、子どもを育てている。その為に、色んな行政も含めた周囲の支えや助けを得てきていたんだと思います。そういった人々の営みを許容しない社会に、明日への活力というのが、ないのではないかと。そういうふう感じております。短い、私のコメントですけども、一歩ずつでも、社会が前進していくと期待しています。

以上です。

(保健福祉部長)

貴重なご意見どうもありがとうございました。
続きまして、鈴木英樹様よろしく申し上げます。

○ 鈴木本部員 発言

貴重な時間ありがとうございます。もう時間が限られておりますので、端的に申し上げたいと思います。

私はリハビリテーションの、今、教員をしていますので、その中で、自分の学生時代も含めて、まず意思決定というものについて、今大学の教育の中で、どう教育がされているのか、あるいは、自分がどういうふうにそういうふうなプロセスを学んできたのかということについて、今回テーマをいただいて考えました。

結論から言いますと、皆さんご存知かと思いますが医療の中でインフォームドコンセントというのがあります。十分な説明をして、その説明に基づいて同意していただくというふうなところがあって、それもその登用したというのは決定ではあるんですけども、医療の中で、いわゆるその生命というふうなところが課題になった時に、どうしても対等ではなくて、医師、あるいはその説明する側の意見に流されてしまうのではないかとということが今まで議論されてまいりました。

ただ、今日の話も含めて、やはりその課題というのが命もありますけれども、日々の生活というふうなことを考えていったときに、やはり、単に説明をして納得をさせるということだけではなくて、しっかりとやっぱりお互いが協業して意思決定をしていくってところ、やっぱりやっていかなければいけないというふうに思いました。

そういった意味で、先ほどの道の知事の方からも、研修をこれからやっていきたいというふうなところがありましたけれども、そこで、やはり、なんて言うんでしょうか。一般論ではなくて、先ほど、どなたかおっしゃられましたけど、その障がいのお持ちの方々のもので、まず理解、そして我々を基準にして、その説明をして納得させていくということではなくて、まずは、やはり障がいを知り、そしてその方を知り、そしてその方の希望を知る。ただし、希望を知るためには先ほど日置さんが言ったように、経験、あるいはその体験がなければそこはやっぱり語れない部分があると思いますので、そこをやはり、そういうふうな状況の中で、どうしていききたいかっていうことを一緒に考えていくってことをやはり支援者の方が考えていかないと、そういうこともあるということやはり研修の中で伝えていかないと。研修しているというふうな形だけにこうなってしまうので、ちょっとそこは危惧いたしました。

それと、あと最後に、実際にそういうふうな研修を受けられているんな方々がそういう取り組みをされる中で、その方が、そのいわゆるスキルとしてそういうふうなものを会得されたとしても、法人や組織の中でそれが思うように進めていけないというふうなことがあるのではないかなというふうに考えましたので、そのいわゆるサービス管理責任者の方々への支援と同時に、やはり事業所の管理者の方を含めて、道として、そういうふうな在り様と申しますか、そういうふうな大きな方向性でやっていこうというふうなところに導いていただけるような、そういうふうなものがあるといいのかなというふうに思いましたので、一言、言

わせていただきました。短いですが以上です。

(保健福祉部長)

ありがとうございました。

皆様本当に貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

最後に全体を通じて各本部員、各部等から何かございますでしょうか。

よろしいですか。それでは最後に知事からお願いいたします。

5 知事閉会コメント

(知事)

本日は、本当に皆様から、大変貴重なお話をいただきました。

大垣会長からは、これまでの北海道における取り組みの歴史や実情も踏まえた中で、今回の意思決定にあたる課題や、今後、協会としての調査やガイドラインづくりなどにもお話をいただきました。是非、道として引き続き連携をしてですね、よりよい対応を進めて行ければというふうに思っております。

また、日置本部員からはですね、オンラインで今日のご参加をいただいて、ご自身の経験を踏まえた中でのこの意思決定の難しさ、更には、その前の権利保障の重要性についてお話をいただきました。非常に重要な視点であると、今回のテーマ意思決定でございますけれども、その前段に、やはりしっかり取り組みを継続して行っていかなければならない、権利保障など各般の施策の充実に関するご意見でございました。

中島本部員からもですね、この様々四つの力の必要性、更にはやはり障がいのあるなしに関わらずやはり今後の人生の選択にあつて様々な希望が叶う、そういう社会づくりを着実に一歩ずつ進めていく、このことの大切さについてお話をいただきました。

最後に鈴木本部員から、更に具体的な医療のインフォームドコンセントのお話もふれていただきながらですね、今後の研修や、また、実行性を高めるための事業所や法人への働きかけの重要性についてお話がございました。

ご発言いただいた全ての皆様から重要なご指摘をいただいたというふうに考えているところであります。

まずは、この度の調査結果これを受けまして、利用者本位の障害福祉サービスが提供されるように、これは道としてもしっかり取り組んでいきますけれども、これはやはり私、北海道だけの問題ではないと思っております。国に対しても制度改正等を要望していく、このこのことを検討していきたいと思えます。

かつて、大垣会長からもお話がありましたけれど、北海道がリードしてきた分野でもあるわけですので、こういったことについて検討していきたいと思えます。

そして、今回でた調査結果も大変お忙しい中、施設の皆様、また、利用者の方の貴重なお時間をいただいて調査をさせていただいたところでございますので、フィードバックをする

際には避妊処置の有無を改めてお伺いを施設にご協力をいただきながらですね、お伺いすることを検討していくなど、今後もフィードバックにあたってのよりこの調査を有効に皆様と共有する、そのあり方について検討していきたいと思っております。

さらに、入居者の皆様に対してはですね、これは常日頃相談窓口があるわけでございますけれど、こういった問題認識を広く皆様と共有する、このタイミングで改めて入居者の皆様が相談できる窓口についてですね、しっかりとお伝えしていく、周知していく、このことが皆様からの声をいただける、そういう機会にもなると思っておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

本日いただいた皆様からのご意見をしっかりと踏まえてですね、障がいのある方々、障がいの有無に関わらずではありますけれども、暮らしやすいこの北海道、そして地域をつくっていく、このために引き続き全庁をあげてですね取り組んでいきたいというふうに思います。

今後ともどうか皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は、本当にありがとうございました。

6 閉会

(保健福祉部長)

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございました。

—終了—



グループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援の追加照会結果概要

対象事業所数	422 事業所
回答件数	195 事業所
回答率	46.2%

◆ 交際や結婚、出産や子育てを希望する入居者の意思決定支援を行うに当たっての課題や工夫

1 意思決定支援に取り組むに当たっての課題

<交際や結婚の意思決定支援>

課題がある	79 事業所 (40.5%)
-------	----------------

- 本人の意向や意見が途中で変わることもあり、意向確認や意思決定までに時間を要する。
- 個人によっては、選択できるための経験や体験がなかったり、誤った学習などにより、交際や結婚について理解できていない方への支援が難しい。
- 本人の知識や理解がどこまであるのか、現実との乖離はないか確認する必要があり、正しい情報を持った中で支援を行わなければならない。交際や結婚の正しい知識を伝える工夫や理解には、多くの時間と人力が必要。
- 本人の「付き合いたい」「結婚したい」という希望が、「自分を必要としてくれる特定の相手が欲しい」「性欲」「大人として“普通”になりたい」など、どの要素からわき上がるものなのかにより、支援の方向性が異なるが、本人がそれをうまく説明できず、支援者も誘導にならないよう聞き取りすることが難しい。
- 職責が、具体的に分かりやすく情報提供することや、本人の意向を聞くスキルの習得が課題。
- 交際希望があった場合に、現実的な支援として、他の入居者がいる中で交際者と居室で過ごすことについて他の入居者に理解を得るのは難しい。
- 地域社会の理解や支援体制が、質・量ともに整っていないことで、積極的な支援が妨げられてしまう懸れがある。

<出産や子育ての意思決定支援>

課題がある	62 事業所 (31.8%)
-------	----------------

- 出産や子育ては、子どもの将来を見据えて判断する必要があるが、どのように説明し理解してもらうか大変難しい。
- 出産や子育てにどこまで知識を持ち、何を希望するのか丁寧に聞く必要がある。分かりやすく具体的に考え、意思決定ができるような情報提供が必要。
- 出産等に伴うリスクや責任、趣味の重要性等を伝えても、交際中であり衝動的・短絡的な欲求に流されていると懸われる状況では、なかなか伝わらないことが多い。
- 親としての責任や自覚を促すこと、親として行わなければならないことについて、判断材料を提示したり、イメージできない内容について理解してもらったりすることに苦慮する。
- 社会経験が多いとはいえ、イメージすることも苦手な場合、いかに経験や体験をすることができるかや、本人が簡陋の様々な方からたくさん話を聞く機会も必要なことのひとつ。
- 本人の意思が大切であり、「子どもが欲しい」という気持ちは誰からも否定されるものではないが、「子どもは欲しくない」という気持ちを選択したとしても、それも意思だと考える。
- 利用者の人生に関わる意思決定支援を安易に行うのは無責任とも思われる。支援者として最後まで人生を支え続ける覚悟があるか。そういった意味で、支援に当たっては慎重かつ躊躇する部分もある。

2 意思決定支援について特に留意している点や工夫している点

<交際や結婚の意思決定支援>

留意・工夫点がある

79 事業所 (40.5%)

- 常に意思疎通をはかり、話しやすいオープンな環境を作っている。
- 利用者との雑談の中で「〇〇さんと〇〇さん仲が良いね。」などと話すと「休みの日には遊びに行っているんだって。」など自然と話が出てくるため、その中で気持ちを察し、本人達の意思を知ることができる。
- 話し合う内容と日時を事前に伝えることや、本人が緊張せず話せる職責を同席するなどの配慮を行っている。最低限、相談支援事業所や医療機関との情報共有は密に行い、事業所が丸抱えしないよう意識している。
- モニタリングや個別支援計画の担当者会議に使用する様式に意思決定支援を位置づけて、担当者以外の職責が対応できるようにしている。
- 交際や結婚は大きな変化をもたらすため、関係機関の協力が必須となることから、相談支援事業所がモニタリング等で来訪したときに情報共有している。
- その場の気持ちだけではなく、結婚後の生活の在り方などについて冷静に考えることができるよう、経験者から説明してもらうなど、自己決定できる材料を提示する。必要に応じて相互の家族からの意見や協力体制などについても確認する。
- 交際関係にあたり結婚を考えている方がいる場合は、関係機関(相談支援事業所、生活保護であれば保護課、通所事業所等)を参集し、情報と具体的なスケジュールについて共有している。
- 家族と本人を含め面談し意向確認等を行うほか、相談支援事業所にケース連絡し関係者調整会議の開催を依頼したり、市町村にケース報告し相談したりしている。
- 結婚について、相談支援事業所が協力してくれることはないので、まずは本人と事業所で調整し、結婚の意思が確認されたら、手続きや転居後のサポートについて相談支援事業所にも伝えよう離ぎをする。結婚後は二人の生活を大事にしたい方が多数なので、結婚した方々は公営住宅制度等を利用して新生活に進んでいる。

<出産や子育ての意思決定支援>

留意・工夫点がある

53 事業所 (27.2%)

- 出産・子育ては、交際・結婚に関する支援の前段階と想定されるため、交際に関する相談の際に、妊娠・出産・子育てについても想定して相談を行い、当事者の意向を確認するように努めている。
- 出産・子育てについて、どのような支援体制があるかを、本人や家族と確認しながら、生まれてくる子どもも含めて本人がどのような生活を望んでいるのかを聞き取りながら意思決定支援を行っている。
- 出産や子育ては自宅で行うことが多く、市や相談員だけでなく、お世話になる訪問介護事業所と頻繁に連携し次の支援につなげたり、今の生活に必要な支援が一目でわかるフローチャートを作成したりしている。
- 利用者同士が結婚して子育てする意思が大変強かったため、法人として「プロジェクトチーム」を立ち上げ、町、病院、保護者や家族を巻き込んで一緒に支援してきた。行政関係も医療関係も一緒に巻き込んで、利用者の支援を実践してきた。

3 意思決定支援に必要と考えるもの

<交際や結婚の意思決定支援>

制度上の課題がある	25 事業所 (12.8%)
人員の課題がある	64 事業所 (32.8%)
予算上の課題がある	19 事業所 (9.7%)

■ 制度上の課題に関する意見

- グループホームは共同生活という環境であり、住居内での恋愛行為は他の入居者に対し良くないという点で、どうしても「住居の外で会うように。」となってしまうなど、制度が同居や結婚を想定した設計とは考えにくい。
- 保護者の思いも考慮して調整する必要があるので、単にグループホームだけの問題ではなく、調整機能はどこが担うのが課題である。
- 本人の意思を確認するためには、事前に「選択肢」を用意しておくことが必要。希望を引き出しても、その思いに答えてあげられないのであれば、逆に辛い思いをさせてしまう。可能性のある選択肢を用意するには事業所のみでは不可能であるため、国の制度や自治体の受け皿となる福祉サービス制度の構築が先であると懸念。

■ 人員の課題に関する意見

- 意思決定を支援する会議等を行うには支援者に時間的余裕が必要で、そうした時間を生むための人員配置が必要。
- サテライト型グループホームも、生活支援員の人員配置が必須であるが確保が困難であり、地域住民の理解も必要であるため課題が多い。
- 本人の気持ちを聞き取る(読み取る)援助技術が必要になるので、援助技術の向上として、研修や他事業所の取組を学ぶことによる技術の向上が必要。
- 意思決定支援を丁寧に行い、その後の人生にも一定的な支援を行える専門的な人員を増員するか、またはグループホーム内部や既存の相談機関ではなく、この部分に特化して対応する専門機関を開設することがあっていいのではないかと。

■ その他

- 地域社会とのつながりや行政・住民の理解も必要などの意見もあり

<出産や子育ての意思決定支援>

制度上の課題がある	34 事業所 (17.4%)
人員の課題がある	55 事業所 (28.2%)
予算上の課題がある	22 事業所 (11.3%)

■ 制度上の課題に関する意見

- 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所(主に共同生活援助)、行政(福祉所管及び生活保護所管)の日常的な連携が希薄であることが課題であり、相談支援事業所(特に一般相談)の業務のひとつとして明確に掲げるべき。
- 家族で子育てしていくには、生活の場の提供が必要。民間企業では難しいので市町村で用意していただきたい。
- 出産や子育てに関する相談窓口があるとよい。

■ 人賞の課題に関する意見

- 意志決定支援のスキル向上のための研修が必要。本人の意思が反映される生活を送る手伝いをするのも大事な業務だということを職員に浸透させることが重要。
- 突発的な相談や支援に対応できるよう、支援者の配置のための人件費等が課題。
- 出産後は訪問介護のヘルパーや保育士、保健師の協力が必要。

■ その他

- 子育ては、本人にとって自分のため以外の行動が必要になることから、本人と実際の子育て経験者(ピアサポーター)との相談の機会や、本人向けの勉強会などの機会が必要。
- 実際の結婚、出産、子育てに対する支援体制、責任の所在などが明確にならない状態では、意志決定支援があったとしても、何も進まない。

4 意志決定支援にあたっての性教育

<性教育の実施状況>

行っている	19 事業所 (9.7%)
行っていない	176 事業所 (90.3%)

<性教育の実施時期>

※性教育を行っていると同答した
19事業所の内訳

交際を把握したとき	16 事業所 (84.2%)
定期的	3 事業所 (15.8%)

<性教育の必要性>

必要があるとする記載	81 事業所 (41.5%)
------------	----------------

- 望まない妊娠やその後の子育てには大変なことが多いことを、教育していくことが大切。
- 自分の身を守ることや相手の見極めも難しく、ネットが身近にあるため正しい知識を持たせることは大事だと思う。
- 学校や家庭でも行うことが望ましい。
- 個々に合わせる必要があり、今の学校教育の中で対応するのは現場の負担が大きい。
- 理解度、興味関心の程度など個人によって差がある。希望される場合にその人に合わせた個別の性教育が必要。

◆ 避妊処置を受けた入居者について

1 避妊処置を受けた入居者の有無

いる	14 事業所 (7.2%)
いない	155 事業所 (79.5%)
把握していない	26 事業所 (13.3%)

2 避妊処置を受けた入居者がいる場合の人数

人数	25 人
----	------

3 入居者から避妊処置について相談があった際に、本人の意思決定をどのように支援したか

- 事業所としての関わりがないなど、本人の意思決定をどのように支援したか不明 ……9事業所 (12人)
 - ・ 避妊処置を受けた時期が、グループホーム入居前である、数十年前のことである等。
- 事業所として、本人の意思決定を支援したもの ……5事業所 (13人)
 - ・ 本人や保護者を交えて話し合い、避妊処置の意思を確認した。
 - ・ 職員が子育てや避妊等の説明を行い、処置の意思を確認した。
 - ・ 本人から子どもを育てることはできないと話があった。